

2019年10月17日

横浜刑務所長

石塚 淳 殿

神奈川県弁護士会

会長 伊藤 信吾

警 告 書

当会は、申立人A氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

警告の趣旨

貴所は、貴所において服役している申立人について、法令上収容期間及び収容期間の更新について厳格な時間制限（原則72時間以内、例外的に48時間ごとの更新）が定められているにもかかわらず、被収容者の生活に厳しい制限を課している保護室に収容し、法が想定する期間を大幅に超過して下記の期間収容を継続した。

申立人に対する上記処遇は、憲法13条、18条、31条、国際人権規約B規約第7条により、刑事施設収容中においても不当に非人道的若しくは品位を傷つける取り扱いを受けないという申立人の人権を侵害するものであり、今後、上記のような人権制限を行わないように警告する。

記

2017年 7月19日～2017年 7月22日
2017年 7月22日～2017年 8月 1日
2017年 9月 5日～2017年 9月25日
2017年 9月25日～2017年10月31日
2017年10月31日～2017年11月28日
2017年11月28日～2017年12月11日
2017年12月15日～2018年 1月19日
2018年 1月23日～2018年 2月21日
2018年 3月11日～2018年 5月 9日
2018年 7月14日～2018年 7月20日
2018年10月20日～2018年10月23日

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

2017年(救)第1号

申立人 A

2019年10月1日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 伊藤 信吾 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 千木良 正

上記事件につき、調査の結果を次のとおり報告します。

第1 申立の概要

2017年7月以降、申立人は、横浜刑務所において服役中、たびたび保護室に収容され、さらに収容期間が何度も延長され、著しく長期化した。

そして、保護室に収容されている期間、申立人には横浜刑務所の運用規則により入浴の機会が与えられなかった。横浜刑務所は、申立人がアトピー性皮膚炎を患っていることを把握していたにもかかわらず入浴させなかった。

また、保護室に収容されている期間、申立人は、歯ブラシ、歯磨き粉の使用が許されず、くつ下も使えなかった。

第2 相手方の主張

1 申立人を保護室に収容した期間と根拠法令

2017年 7月19日～2017年 7月22日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(以下「法」とする。) 第79条第1項第2号ロ

2017年 7月22日～2017年 8月 1日

法第79条第1項第2号イ及びロ

(7月22日における再収容までの時間的間隔 14分)

2017年 9月 5日～2017年 9月25日

法第79条第1項第2号イ及びロ

2017年 9月25日～2017年10月31日

法第79条第1項第2号イ及びロ

(9月25日における再収容までの時間的間隔 1時間16分)

2017年10月31日～2017年11月28日

法第79条第1項第2号イ及びロ

(10月31日における再収容までの時間的間隔 19分)

2017年11月28日～2017年12月11日

法第79条第1項第2号イ

(11月28日における再収容までの時間的間隔 6時間40分)

2017年12月15日～2018年 1月19日

法第79条第1項第2号イ, ロ及びハ

2018年 1月23日～2018年 2月21日

法第79条第1項第2号イ及びロ

2018年 3月11日～2018年 5月 9日

法第79条第1項第2号イ, ロ及びハ

2018年 7月14日～2018年 7月20日

法第79条第1項第2号イ, ロ及びハ

2018年10月20日～2018年10月23日

(注) 法第79条1項 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

- 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。
- 二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
 - イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
 - ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
 - ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 上記各収容についての更新理由

法第79条第1項各号の要件がなくならなかったと刑事施設の長が判断したため。

3 保護室収容中の処遇などについての説明

入浴について原則として実施しない。申立人について、保護室収容中、原則どおり実施していない。また、平成29年4月頃から、申立人からアトピーの申出があり、オイラックス軟膏を処方している。

歯ブラシ、歯磨き粉は使用させていない。

下着の交換について記録は取っていないが、申出などにより適宜交換を行っている。

食事について通常と変わらない。

通常の居室と違い、フロアヒーター、換気扇があり、エアコンが整備されている部屋もある。外気温が摂氏15度以下の場合等には、床暖房を設定温度20度前後にして作動させている。

用便については通常と変わらない。

原則として申出により必要な枚数のちり紙を交付している。原則として大使用で10枚、鼻紙用で5枚交付している。

寝具は破損しにくい加工をしている。また、保安上の必要からシーツは使用させていない。

くつ下は使用させていない。自殺、自傷等を防止し、被収容者を安全に収容するため。

外部交通は行うことができない。

保護室は、身柄の安全を確保するなど一時的に収容する居室であるに過ぎず、一般居室と同様の処遇を想定しているものではない。

保護室収容中は、収容から終了までの全期間について室内監視カメラによって録画するとともに、録画した際の状況を「保護室等録画書留簿」に記録している。

第3 認定した事実

以上の調査により以下の事実が認定できる。

1 申立人が下記の期間保護室に収容されていたこと。(のべ249日)

記

2017年 7月19日～2017年 7月22日

2017年 7月22日～2017年 8月 1日

(7月22日における再収容までの時間的間隔 14分)

2017年 9月 5日～2017年 9月25日

2017年 9月25日～2017年10月31日

(9月25日における再収容までの時間的間隔 1時間16分)

2017年10月31日～2017年11月28日

(10月31日における再収容までの時間的間隔 19分)

2017年11月28日～2017年12月11日

(11月28日における再収容までの時間的間隔 6時間40分)

2017年12月15日～2018年 1月19日

2018年 1月23日～2018年 2月21日

2018年 3月11日～2018年 5月 9日

2018年 7月14日～2018年 7月20日

2018年10月20日～2018年10月23日

- 2 申立人がアトピーを罹患していたことを承知しながら、申立人を上記1の保護室収容期間中入浴させなかったこと。
- 3 申立人が、上記1の保護室収容期間中、歯ブラシ、歯磨き粉の使用を許されなかったこと。
- 4 申立人が、上記1の保護室収容期間中、くつ下の使用を許されなかったこと。

第4 人権侵害の有無・内容についての判断

- 1 刑事施設収容中も不当に非人道的若しくは品位を傷つける取扱いを受けない権利

すべての人は、刑事施設収容中においても、不当に非人道的若しくは品位を傷つける取扱いを受けない権利を保障されている。

上記保障については、国際人権規約自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）第7条、憲法第13条（個人の尊重）、憲法18条（奴隷的拘束を受けない権利）、憲法第31条（刑事手続き上の権利）などから導き出されると考えられる。

法の定める手続きにより、自由を制限する刑罰を課することは許されるとしても、被収容者について、不当に非人道的、若しくは品位を傷つける取扱いをしてはならないのである。

そこで、申立人を長期間にわたって厳しい生活制限を課している保護室に収容することが、非人道的若しくは品位を傷つける取扱いとして、申立人の人権を侵害していないかが問題となる。

2 保護室収容期間についての法令上の制限と根拠

法第79条第3項において、保護室への収容の期間は、72時間以内とすることとされている。同項ただし書において、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、48時間ごとに延長することが認められているが、原則は72時間以内とすべきである。さらに、法79条第4項では、刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない、とされている。

また、保護室収容の根拠については、法第79条第1項第1号に、「自身を傷つけるおそれがあるとき」、第2号イに「刑務官の制止に従わず、大声または騒音を発するとき」、第2号ロに「他人に危害を加えるおそれがあるとき」、第2号ハに、「刑事施設の設備、器具その他のものを損壊し、又は汚損するおそれがあるとき」と定められている。

3 保護室収容中の被収容者の生活に横浜刑務所が課している厳しい制限

横浜刑務所は、保護室に収容されている被収容者に対して入浴の機会を与えず、歯ブラシ、歯磨き粉、くつ下の使用を認めず、申立人に対しても保護室収容期間中上記の制限を課していた。

4 保護室収容中の入浴制限について

法第59条では、刑事施設における被収容者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせることが定められている。そして、法務省令（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則）第25条では、被収容者について1週間に2回以上、閉居罰の場合も1週間に1回以上の入浴を行わせることになっている。

しかしながら、横浜刑務所は、保護室収容中の被収容者に対し、原則として入浴を実施しない扱いとしており、申立人についても保護室収容期間中に入浴を実施していない。

このうち最長のものは、2018年3月11日から同年5月9日までの59日間入浴させなかった。

また、これに先立つ、2017年7月19日から22日（同日の再収容までの時間的間隔は14分）を挟んで8月1日までという、梅雨明けの猛暑の期間中13日間一度も入浴させなかった。

さらに、申立人がアトピー性皮膚炎を患っており、横浜刑務所もそのことを把握していたのであれば、特に、申立人の保健衛生に配慮する必要がある。

横浜刑務所は、保護室収容中の被収容者に対して入浴を実施しないのであれば、申立人を保護室に収容し、その期間を延長することについて、申立人の保健衛生に対する配慮からも一層慎重に判断すべきであった。しかし、実際に申立人が保護室に収容された期間を踏まえると、そのような慎重な考慮がなされていたとは認められない。

5 保護室収容中の歯ブラシ、歯磨き粉の使用制限

法第56条では、被収容者の健康を保持するため、社会一般の保健衛生水準に照らし、適切な保健衛生上の措置を講ずるものとされている。

横浜刑務所は、保護室収容中の被収容者に対し、歯ブラシ、歯磨き粉の使用を認めておらず、申立人にも保護室収容期間中使用を認めなかった。歯ブラシ、歯磨き粉の使用を許さないというのは、社会一般の保健衛生水準に照らし、適切な保健衛生上の措置を講じていたとは言えない。

横浜刑務所は、保護室収容中の被収容者に対し、歯ブラシ、歯磨き粉の使用を認めないのであれば、申立人を保護室に収容し、その期間を延長することについて、申立人の保健衛生に対する配慮からも一層慎重に判断すべきであった。

しかし、実際に申立人が保護室に収容されていた期間を踏まえると、

そのような慎重な考慮がなされていたとは認められない。

6 保護室収容中のくつ下の使用制限

横浜刑務所は、保護室収容中の被収容者に対してくつ下の使用を認めておらず、申立人に対しても、保護室収容期間中、くつ下の使用を認めなかった。

横浜刑務所は、保護室収容者にくつ下を使用させない理由について、自殺、自傷などを防止し、被収容者を安全に収容するためであると説明するが、申立人については、法第79条第1項第1号を理由として保護室に収容したことは一度もなく、申立人が「自身を傷つけるおそれ」は認められないのであるから、くつ下を使用させないことに合理的な理由は認められない。

そして合理的な理由が認められない制限を課すのであれば、保護室収容とその期間の延長について一層慎重に考慮すべきであったが、そのような慎重な考慮がなされていたとは認められない。

7 申立人の保護室収容理由について

申立人が保護室に収容され、また、収容を延長されたのは、いずれも法第79条第1項第2号を根拠としており、法第79条第1項第1号により、「自身を傷付けるおそれがあるとき」を理由として収容され、また、収容を延長されたことはない。

法第79条第1項第2号を理由とする場合、「刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発する」(イ)、若しくは、「他人に危害を加えるおそれがある」(ロ)、若しくは、「刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがある」(ハ)ことを理由として申立人を保護室に収容することになる。

横浜刑務所のような刑事施設においては、被収容者の自由が制限されているため、被収容者が他人に危害を加えるおそれは決して高くない。保護室に収容せずとも単独室から出さなければ、他の被収容者、刑事施

設の職員から隔離することが可能である。また、刑事施設の設備、器具などは、通常、容易には損壊されないうつくりとなっている。

保護室収容及び収容期間の更新を判断する場合、上記状況について十分考慮されることが求められる。

8 申立人の保護室収容期間について

申立人については、第3の1で記載した期間（のべ249日）保護室に収容されていたことが明らかとなっている。

申立人は、2018年3月11日から5月9日まで連続60日間にわたり保護室に収容されていた。

さらに、2017年9月5日から2017年12月11日までの期間については、途中、2017年9月25日（再収容までの時間的間隔1時間16分）と2017年10月31日（再収容までの時間的間隔19分）、2017年11月28日（再収容までの時間的間隔6時間40分）の3回、一時的に保護室収容を解かれているものの、当日に再度保護室に収容されているため、事実上98日間にわたり保護室収容が継続していた。

横浜刑務所は、各収容について、収容根拠がなくならなかったため更新が繰り返されていたと説明するが、保護室収容中、被収容者の生活が強度に制限されるのであるから、横浜刑務所は、申立人を保護室に収容し、収容期間を更新する場合、極めて慎重な考慮が求められていたといふべきである。

法第79条第1項第2号各号の要件が認められれば、申立人を保護室に収容し、また、一定の条件の下、保護室収容期間を更新することは法律により許されているが、国際人権規約自由権規約第7条、憲法13条、憲法18条、憲法31条により、申立人には、刑事施設収容中も不当に非人道的若しくは品位を傷付けるような取扱いを受けない権利が保障されている。

横浜刑務所が、申立人を前述した長期間保護室に収容し、収容期間中、自身の運用規則により、入浴させず、しかも申立人がアトピー性皮膚炎に罹患していたことを把握していたこと、収容期間中、申立人に歯ブラシや歯磨き粉を使用させずに、口腔内の衛生を保持させなかったことは、不当に非人道的若しくは品位を傷付けるような取扱いと考えられるのであり、申立人の人権は侵害されている。しかも、保護室収容期間が長期に及んでいることを踏まえると侵害の程度は軽度とは言えず、警告とすることが適切である。

第5 結論

別紙主文のと通りの警告を行うことが相当と思料する。

以上